

参 考 資 料 1
総務建設常任委員会
総務部総務課
令和6年5月22日

訴 状

令和6年2月27日

横浜地方裁判所民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士 佐 川 明 生
同 佐 藤 未 央

不作為の違法確認等請求事件

訴訟物の価額 金160万円

貼用印紙額 金1万3000円



請求の趣旨

- 1 原告が、処分行政庁に対し、令和6年1月26日付で行った開発許可に関する協議及び同意申請に対し、処分行政庁が何らの処分をしないことが違法であることを確認する。
- 2 原告が、処分行政庁に対し、令和6年1月26日付で行った開発事業事前協議申請に対し、処分行政庁が何らの処分をしないことが違法であることを確認する。
- 3 訴訟費用は被告の負担とする。

請求の原因

第1 当事者

- 1 原告は、マンションの開発分譲その他不動産開発を行う株式会社である。
原告は、都市計画法（以下「都計法」とする。）29条1項に規定する都市計画区域内において開発行為をしようとする者及び葉山町まちづくり条例（以下「まちづくり条例」とする。）第3条1項4号が定義する事業者として、葉山町下山口地区に「(仮称) サンアリーナ葉山計画（以下「本計画」とする。）」を計画し、これらにかかる申請を行った者である。
- 2 被告は、処分行政庁である葉山町長が属する公共団体である。

第2 不作為の違法確認

1 都市計画法上の不作為（請求の趣旨1関係）

(1) 都計法29条1項の開発許可

都計法29条1項は、都市計画区域内において開発行為をしようとする者は、都道府県知事の許可（以下「開発許可」とする。）を受けなければならないとしている。

(2) 都計法30条2項

都計法30条2項は、開発許可の申請にあたり、その申請書に「第32条1項に規定する同意を得たことを証する書面、同条2項に規定する協議の経過を示す書面…を添付しなければならない。」と規定している。

(3) 都計法32条1項及び2項

都計法32条1項は、「開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、開発行為に関係がある公共施設の管理者と協議し、その同意を得なければならない。」と規定し、同条2項は「開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、開発行為又は開発行為に関する工事により設置される公共施設を管理することとなる者その他政令で定める者と協議しなければならない。」と規定している。

本計画と関係がある下水道や道路などを管理する被告は、本計画に関する「公共施設の管理者」である。

そのため、原告が、神奈川県知事から本計画にかかる開発許可を受けるため、更にそもそも開発許可の申請自体を行うためには、公共施設管理者としての被告の「同意」を得なければならない。

(4) 神奈川県事務処理の特例に関する条例

他方、神奈川県事務処理の特例に関する条例（以下「事務処理条例」とする。）3条は、「(神奈川県から移譲又は委任された)市町村が処理する事務の範囲等」を規定し、その別表140番(1)は、都計法29条に規定する開発許可の申請書については、それを受理し、神奈川県知事に送付することが、被告の権限であり義務であると規定している（甲1）。

(5) 法令に基づく申請であること及び処分性

以上のように、神奈川県三浦郡葉山町において、原告のように開発許可を受けようとする者は、まず都計法32条1項に基づき処分行政庁と協議してその同意を得えなければならず、その上で、当該同意書を添付した開発許可の申請

書を処分行政庁に提出しなければならないという手続きになっている。

そのため、処分行政庁が、そもそも都計法32条1項に規定する開発許可に関する同意（協議）の申請書（以下「同意申請書」とする。）を「公共施設の管理者」として“受理”し、原告と協議し、同意しなければ、原告としては開発許可を受けることはもちろん、開発許可の申請自体を行うことができない。

したがって、都計法32条1項に基づく開発許可に関する同意（協議）の申請は法令に基づく申請であり、処分行政庁がこれを受理し、協議し、同意することは、まさに「処分その他公権力の行使」である。

2 葉山町まちづくり条例上の不作為（請求の趣旨2関係）

(1) まちづくり条例16条1項

まちづくり条例16条1項は「開発事業をしようとする事業者は、次の各号に掲げる開発事業の種類に応じ、それぞれ各号に規定する書面をあらかじめ町長に提出し、協議しなければならない。」と規定している。

同項2号は、「小規模開発事業」以外の開発事業（本計画はこれに該当する）にかかる同項規定の「書面」は、開発事業事前協議書（以下「事前協議書」とする。）としている。

(2) まちづくり条例第18条1項及び施行規則第14条2項

まちづくり条例第18条1項を受けた葉山町まちづくり条例施行規則第14条2項は、事前協議書の提出があった日の翌日から起算して5か月日以内に事前協議確認通知書を事業者に交付すると規定している。

(3) まちづくり条例19条

まちづくり条例19条は、事業者及び工事施行者は、事前協議確認通知書を交付された日以降でなければ開発事業に着手できないとしている。

したがって、事業者である原告は、事前協議確認通知書の交付がなければ、さらには事前協議がなければ、さらには、そもそも事前協議書が“受理”されなければ、開発事業に着手することができない。

(4) 被告ホームページ

被告のホームページには「事業者は、まちづくり条例の手続きが完了しない限り都市計画法や建築基準法に基づく手続きに入ることができません。」と明記されているところである（甲2）。

(5) 法令に基づく申請であること及び処分性

以上のとおり、まちづくり条例16条1項に基づく事前協議書の提出及びこれに伴う事前協議の申請は、法令に基づく申請であり、処分行政庁がこれを受理し、事前協議し、事前協議確認通知書を事業者に交付することは、まさに「処分その他公権力の行使」である。

3 法令に基づく申請の実施

原告は、まちづくり条例第2節（特定開発事業の手続）に規定された諸手続きを1年以上かけて実施した上で、処分行政庁との間で都計法第32条1項に基づく開発許可に関する同意のための協議及びまちづくり条例第16条2項が規定する開発事業の事前協議を行うべく、令和6年1月26日、処分行政庁に対し、開発事業事前協議書及び開発許可に関する同意（協議）申請書（以下「事前協議書等」とする。）を提出した（甲3）。

4 不“受理”という対応

事前協議書等の提出を受けた葉山町都市経済部都市計画課松井一機氏は、令和6年2月1日、原告に対し「受理できない。」と回答し、本日現在に至るまで“受理”を拒否し続けている。

なお、松井氏は、事前協議書等の提出前から、それを“受理”せず原告との協議を行わない旨を原告に通告しており、同年1月26日の原告との面談時にも、“受理”しない理由として“受理”しないことは法律や条例には根拠はないが、住民が反対しているため、町長の方針であり指示だからやむを得ない。」などと述べ、処分行政庁の命令による“受理”拒絶であることを認めていた。

事前協議書等については、処分行政庁に裁量があるという意味での“受理”な

どという概念はなく、これを受け取るか否か、さらには原告と協議を開始するか否かに処分行政庁に裁量の余地は全く存在せず、これを“受理”し、原告と協議をする義務を負う。

したがって、事前協議書等を“受理”せず、都計法32条1項に規定する協議・同意及びまちづくり条例第16条に規定する事前協議（以下「事前協議等」とする。）を行わない処分行政庁の行為は、明らかに違法な不作為である。それだけでなく、町職員に違法行為を強いる処分行政庁の対応は、いわゆるパワーハラスメントにさえ該当するものである。

5 相当期間の経過について

(1) 催告

原告は、令和6年2月6日付け通知書（甲4）をもって、処分行政庁に対し、原告だけでなく町職員にまで負担を強いる違法な不作為を直ちに改め、同書到達後7日以内に事前協議等を開始するよう求めたが、処分行政庁は未だに事前協議書等を“受理”せず、その結果として事前協議等を行わない。

なお、被告が公表している「特定開発事業の流れ」では、通常、事前協議書の提出から約14日で“受理・決裁”され、協議対象部署が選定、事業者に対し、協議対象課の通知及び各課協議用資料の作成が依頼され、事前協議が始まるとされている（甲5）。

(2) 相当期間の経過

原告は、令和6年1月26日に事前協議書等を処分行政庁宛てに提出しており、本訴状提出時点で既に1か月以上が経過しているが、これらが“受理”すらされていないことは前述のとおりである。

(3) 小括

以上より、法令に基づく申請である事前協議書等の提出を受けた処分行政庁が、これを“受理”せず、協議、同意を行わない被告の不作為は、明らかに違法である。

第3 国家賠償請求について

以上の葉山町長の違法な不作為により，原告は，未だ開発行為へ着手することすらできず甚大な損害を被っている。さらに，葉山町長の違法な不作為が今後も継続する限り，原告が被る損害は拡大し続けることが確実であるため，これら損害額を精査及び積算の上，別途，被告に対し国家賠償請求を追加する予定であることを付言する。

以 上

附 属 書 類

- | | | |
|---|---------------|----|
| 1 | 訴状副本 | 1通 |
| 2 | 履歴事項全部証明書（原告） | 1通 |
| 3 | 訴訟委任状 | 1通 |

当事者目録

〒113-0021 東京都文京区本駒込五丁目4番7号

原告 株式会社 サンピア

代表者代表取締役 山本 泰 広

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前六丁目19番16号 越一ビル506

A. 佐川法律事務所(送達場所)

原告訴訟代理人弁護士(担当) 佐川 明 生

同 佐藤 未 央

電話 03-6455-0081

ファクシ 03-6455-0082

〒240-0192 神奈川県三浦郡葉山町堀内2135番地

被 告 葉 山 町

被告代表者 町長 山梨 崇 仁

(処分行政庁 葉山町長 山梨崇仁)